平成３０年（フ）第１５０２号
大阪市旭区高殿４－20－37－903、住民票上の住所大阪府枚方市南船橋２丁目４番23－301号
債務者　太内　正子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５１５号
大阪市鶴見区安田１丁目２番７号　ハイシャイン　201
債務者　三木　春樹
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６１３号
大阪府八尾市田井中３丁目94番地の２　アクティ金田301号
債務者　春日　智晴
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６４１号
大阪市阿倍野区旭町３丁目４番５－408号
債務者　平野　　均
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６６４号
大阪市此花区高見１丁目７番14－206号
債務者　浅野美智子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８７９号
大阪市東淀川区下新庄４丁目20番４号
債務者　横山　和規
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９５９号
大阪市生野区林寺２－11－７　寺西方、住民票上の住所大阪市都島区友渕町３丁目４番22－402号
債務者　朝野　美和
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０５５号
大阪市西成区潮路１－２－25－507号、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋３丁目13番19－701号
債務者　武藤　里和
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０５７号
大阪市東住吉区矢田１丁目13番３－211号
債務者　西村　広行
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０５９号
大阪府守口市東町２丁目15番13－23号、前住所大阪府守口市金田町１丁目22番６号
債務者　森部麻奈未
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０６０号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅10－807号
債務者　田原　　進
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１３７号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目６番８号　ＹＯＵハイム俊徳　201号、前住所大阪府東大阪市荒本西３丁目６番15－606号
債務者　小松　陽正
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１３８号
大阪市生野区巽中４丁目16番31号　アクティブハイム　303
債務者　鎌田　進一（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１４４号
大阪市此花区西九条３丁目５番19号
債務者　藤木　知子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１４５号
大阪府八尾市渋川町４丁目１番６号　くすの木ハイツ202号、前住所堺市中区大野芝町302番地　リッツ大野芝305号
債務者　石原　　眞
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１４９号
大阪市西成区南津守７丁目13番30号　コーポラスローザ　501
債務者　細川　照美
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部